

本論文は

世界経済評論 2019年9/10月号

(2019年9月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料
無料
OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー 読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン販売

国際原子力安全規制と 原子力安全・保安院 ：五つの齟齬をめぐって



東京理科大学大学院経営学研究科教授 橘川 武郎

きっかわ たけお 1951年生まれ。東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。経済学博士。青山学院大学経営学部助教授、東京大学社会科学研究所教授、一橋大学大学院商学研究科教授を経て、2015年4月より現職。経済産業省総合資源エネルギー調査会委員、東京大学・一橋大学名誉教授。

2011年3月の東京電力・福島第一原子力発電所事故以前の日本において、原子力安全行政を主管していたのは、経済産業省資源エネルギー庁内の特別な機関であった原子力安全・保安院であった。原子力安全・保安院は、2001年1月に発足し、福島第一原発事故後の2012年9月に廃止された。本稿では、安全規制の強化に資する目的で、原子力安全規制の分野における国際的な認識と日本の原子力安全・保安院の施策とのあいだに存在した齟齬に改めて光を当てる。

はじめに

本稿の課題は、原子力安全規制の分野における国際的な認識と日本の原子力安全・保安院（適宜、保安院と略す）の施策とのあいだに存在した齟齬に、改めて光を当てることにある。2011年3月11日の東日本大震災にともない発生した東京電力（東電）・福島第一原子力発電所事故（適宜、福島第一原発事故と略す）を契機にして、わが国では原子力安全規制の抜本的強化が進んでいる。このような状況下で、国際的な原子力安全規制と原子力安全・保安院の施策とのあいだに存在した齟齬を再吟味することは、安全規制強化に資する意味をもつ。

原子力安全・保安院は、2001年1月6日に大規模な省庁再編の一環として、経済産業省資

源エネルギー庁内の特別な機関という位置づけで発足した。しかし、福島第一原発事故を契機にして、原子力安全規制政策の担い手であった保安院に対しては、厳しい社会的批判が寄せられることになった。批判の対象となったのは、福島第一原発事故以前の原子力安全規制に関しては地震・津波対策、シビアアクシデント¹⁾対策、防災対策、海外からの知見の導入等の論点であり、福島第一原発事故後の対応に関しては事故対応のための連携体制、避難対応、情報提供や広報、モニタリングやSPEEDI²⁾活用等の論点であった。

総合的には、推進と規制の分離が不徹底であること、専門性が低く事故時の対応も十分ではなかったことなどが問題視され、原子力安全・保安院は廃止されることになった。同院廃止後の原子力安全規制については、国家行政組織法

上の3条機関として新設された原子力規制委員会（環境省の外局）とその事務局である原子力規制庁が担うことになり、保安院は、2012年9月19日に廃止された。なお、福島第一原発事故まで保安院とともにわが国の原子力安全規制のもう一つの担い手であった原子力安全委員会も、同じ日に廃止された。

本稿では、福島第一原発事故以前の原子力安全規制に関して問題となった諸論点のうち、「海外からの知見の導入」について取り上げる。つまり、原子力安全規制の分野における国際的な認識と日本の原子力安全・保安院の施策とのあいだに存在した齟齬に、光を当てるわけである³⁾。

I 五つの論点

東京電力（東電）・福島第一原子力発電所事故以前の原子力安全・保安院の原子力安全規制に関しては、様々な論点に関して、海外から批判的なコメントが寄せられていた。主要なものだけに絞っても、次の5点を挙げることができる。

- (1) 規制機関の組織のあり方
- (2) シビアアクシデント対策
- (3) 航空機突入への対応
- (4) 核物質（施設）の防護
- (5) 防災指針の見直し

以下では、各々の論点について、順次掘り下げてゆく。

II 規制機関の組織のあり方

まず、(1)の規制機関の組織のあり方について。

2007年6月、IAEA（国際原子力機関）の総合的規制評価サービスであるIRRS（Integrated Regulatory Review Service）が、日本を対象に実施された。IRRSの受け入れについては、2006年9月の第50回IAEA総会で松田岩夫科学技術担当大臣（当時）がわが国として受け入れることを表明し、それにもとづき実施されたものである。IRRSは、原子力安全規制に係る各国の法制度、組織等について、総合的にレビューするサービスである。来日したIRRSミッションは、2008年3月に報告書を取りまとめた⁴⁾。この報告書は、日本の原子力安全規制について全体的には肯定的な評価を与えながらも、規制機関の組織のあり方については、次のような勧告・助言を行っている。

勧告：規制機関である原子力安全・保安院と原子力安全委員会の役割、特に安全指針の策定に関して、明確化を図るべきである。

助言：原子力安全・保安院は実効的に資源エネルギー庁から独立しており、これは、GS-R-1（訳注：IAEAの国際基準）に一致している。かかる状況は、将来、より明確に法令に反映させることができ得るものである。

また、このような勧告等の背景は、その前文に記されている。その趣旨は、規制機関同士の関係が錯綜しているように見える、また、原子力安全委員会が指針を策定し、それを原子力安全・保安院が実質的な審査ルールとして活用していることが責任関係の不明確化を生じている、などの諸点にあった。また、原子力安全・保安院の独立性については改善の方向性を示唆

するものともなっている。

少々長くなるが、当該部分を紹介しておく。

現行の国の法律は、原子力委員会（AEC, Atomic Energy Commission）、原子力安全委員会、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院や原子力安全基盤機構など、複数の政府機関の設置を定めている。法律は組織上の取り決めに係る細部にまで及んでおり、そのことが複雑さの原因であるかもしれない。これらの機関の間の原子力安全に対する責任は、関連法律で定義されているとはいえ、錯綜しているように思われる。

原子力安全・保安院は、経済産業省内の資源エネルギー庁に付属する特別の機関として、2001年に法律によって設置された。経済産業省及び資源エネルギー庁は、エネルギー政策の策定及び原子力の促進にも携わっている。原子力安全・保安院は、経済産業大臣から規制機関としての責任を委任されており、その委任された責任を遂行している。大臣は、安全と促進の間で矛盾が生じた場合、法律に従って安全を優先することになる。経済産業省はそのような優先順位に基づいて国家戦略計画を定めている。原子力安全・保安院は実効的に資源エネルギー庁から独立しており、これはGS-R-1の要件に一致している。かかる状況は、将来、より明確に法令に反映させることができ得るものである。

このように、2008年のIAEA・IRRSのレビューは、わが国の原子力安全規制システムについて全般的に妥当との評価を下したものの、

組織のあり方については、いわば宿題を課した内容であった。IRRSについては、通常、フォローアップが行われるが、このレビューについては、フォローアップが行われることのないまま、2011年3月の福島第一原発事故を迎えることになった。

III シビアアクシデント対策

東京電力・福島第一原子力発電所事故については、その原因を調査・検証するため、2011年5月24日の閣議決定にもとづき、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」（いわゆる「政府事故調査委員会」）が設置された。工学院大学教授（当時）で失敗学会初代会長の畑村作太郎を委員長とし、作家で科学評論家の柳田邦男を委員長代理とする政府事故調査委員会は、2011年12月26日に中間報告を発表し、翌2012年7月23日には最終報告を提出した⁵⁾。

政府事故調査委員会とは別に、国会は2011年12月8日、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」（いわゆる「国会事故調査委員会」）を発足させた。医学博士で東京大学名誉教授の黒川清を委員長とする国会事故調査委員会は、2012年7月5日に報告書を公表した⁶⁾。

政府事故調査委員会および国会事故調査委員会の報告書は、いずれも、東京電力・福島第一原子力発電所の事故に関連して、原子力安全・保安院の原子力安全行政のあり方を厳しく批判する内容を含んでいた。ここでは、原子力安全・保安院が解散にあたって発表した「原子力安全分野における原子力安全・保安院としての改善に向けた取組と残された課題について」と題する文書⁷⁾から引用する形で、国会事故調査

委員会報告書の「海外からの知見の導入等に関する取組」に関する保安院への批判的コメントを紹介しておく。

○IAEAは原子力安全対策において、5層の深層防護という考え方を提示し、第1～3層は炉心の損傷を防ぐまでの対策、第4層は炉心の深刻な損傷とその影響を緩和するための対策、第5層は放射性物質の放出から住民を守るための対策としているが、日本では、第4層のシビアアクシデント対策は事業者の自主対応による対策とし、第3層までを規制対象としてきた。

○シビアアクシデント対策において、内部事象のみを対象とし、テロ等の人為的事象に関しては、米国B.5.b（原子力施設に対する航空機突入等の攻撃の可能性に備えた特別の対策…引用者）に関する情報を保安院に止める等、海外知見導入に消極的だった。

○2006年に、原子力安全委員会は、国際基準となっている防護措置実施の考え方を取り入れるべく、防災指針の見直しについての検討を始めたが、原子力安全・保安院からの懸念に対して、原子力安全委員会は十分に説明ができないまま、実質的に導入が見送られた。その後、原子力安全委員会において見直しを本格化しようとした矢先に本事故が発生した。

つまり、国会事故調査委員会は、福島第一原発事故以前の時期における原子力安全・保安院の「海外からの知見の導入等に関する取組」に対して、シビアアクシデント対策、航空機突入

への対応、核物質（施設）の防護、防災指針の見直しの4点にわたって、批判を加えたわけである。これらの点は、本稿で取り上げる(2)(3)(4)(5)の論点に、それぞれ対応する。

以下では、これら四つの論点について、順次取り上げる。まず、(2)のシビアアクシデント対策について。

福島第一原発事故以前の時期においても諸外国では、アクシデントマネージメントについて、規制のなかに位置づけ、設計に盛り込むことを要求する国が少なからず存在した。例えば、米国では、新設炉については規制要件、既設炉については水素対策を規制上要求する一方、格納容器ベントは自主案件であった。欧州では、新設炉について主要国は規制要求としており、既設炉については規制上要求する国と、事業者の自主案件とする国とに分かれていた。

このような状況下で、日本の対応について見れば、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会基本政策小委員会が、2010年2月に「原子力安全規制に関する課題の整理」と題する報告書を取りまとめた⁸⁾。そのなかで、シビアアクシデント対応の規制要件化について、課題として提起した。

これを受けて、シビアアクシデント対応検討会が原子力安全・保安院とJNES（独立行政法人原子力安全基盤機構）の共催で開催された。そして、規制要件化の方向性について議論し、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に位置づける、原子力災害対策特別措置法（防災法）に位置づける、引き続き自主保安とするという三つの案を取りまとめたが、本格的な検討を行う前に2011年3月の福島第一原発事故を迎えた。

わが国において、シビアアクシデント対策を

法律上位置づけることについては、「災害の防止上支障のないもの」か否かを設置許可の段階で判断することとなっていたため、規制要件とした場合、「既に許認可を受けた原子炉の安全性の優劣に疑義を生じ、基本設計の妥当性が争われる行政訴訟上の問題が生ずる可能性がある」（シビアアクシデント対応検討会資料）点に対して、懸念が強かったものと考えられる。

一方で、IAEAは、安全基準にシビアアクシデント対策を要求事項とすることを原則としており、シビアアクシデント対策を輸出用のプラントでは施し、外国の規制に対応するなどの状況にいたっていたことが、検討の背景にあった。アクシデントマネジメント対策は、制度の国際原則適合上の課題として捉えられていたのである。

IV 航空機突入への対応

次に、(3)の航空機突入への対応について。

2001年9月11日の同時多発テロでは、航空機が重要施設に突入することの脅威が白日の下にさらされた。そのことは、核防護にも影響を及ぼした。

わが国では、それ以前からも、青森県六ヶ所村の核燃料サイクル施設が三沢基地の訓練空域の付近にあるため、ジェット戦闘機の突入を想定して、それに耐えうる施設強度を持たせるなどの対応がとられていた。これに関連して、原子力安全・保安院は、2002年7月、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」を制定、発表した。これは、原子炉施設への航空機の落下が、「想定される外部人為事象」として考慮すべきか否かの判断の目安となる基準値、および原子炉施設に航空

機が落下する可能性（発生確率）を評価する標準的手法を定めたものであった。しかしながら、原子力発電所については、上空への飛行機の乗り入れは禁止されており、航空路からも一定程度離れているなどの理由で、意図的な航空機突入に対して、直接備えるような対応策はとられていなかった。

一方で、米国では2001年9月の同時多発テロを踏まえ、「B5b⁹⁾」と呼ばれるルールを定め、航空機突入などの事態で大規模な火災が生じた場合でも施設の冷却が失われないなどの要求を事業者に対して行うにいたった。このような対応については、日本の原子力安全・保安院に対しても米国政府より紹介が行われたものの、情報の性格上、ノンペーパーでのブリーフィングでメモを取ることも禁止されるなど、厳しい守秘義務が要求された。その後、B5bの存在については、東京電力・福島第一原子力発電所事故後に米国政府からその存在が明らかにされるまで、いっさい対外的に明らかにされることはなかった。

このような米国側の厳しい情報管理の要求もあり、わが国においては、核施設に対する航空機突入への対策について、政府と民間とのあいだで情報共有が行われることはなかった。また、政府部内においても、本来のB5bの趣旨である航空機突入などを想定した備えについて、具体的な対策を検討するという動きは生じなかった。B5bそのものは津波や自然災害を念頭に置いたものではなかったが、仮に、B5bに沿った措置（冷却系統の多様化、分散化の徹底など）を講じておいたのであれば、結果として福島第一原発事故時にも災害防止の能力を強化できていたのではないかという批判が存在することを忘れてはならない。

V 核物質（施設）の防護

次に、(4)の核物質（施設）の防護について。

核物質（施設）の物理的防護に関しては、原子力発電所等原子力施設への外部からの侵入やサボタージュ（妨害破壊行為）などに対する対抗措置を施設設置者などに義務づけ、その内容を確認、事後的に検査する仕組みが、原子炉等規制法で定められていた。このような規制は、いわゆる「原子力安全（safety）」に対して、「核セキュリティ（security）」と称され、safetyとsecurityの双方を原子力安全規制の車の両輪とみなす考え方が支配的であった。

核物質（施設）の防護は、原子力安全・保安院設置以前から実施されており、その内容は、IAEAの核防護に関するガイドライン（INFCIRC [Information Circulars] / 225、核物質及び原子力施設の防護に関する核セキュリティ勧告）に準拠した形で定められていた。このガイドラインは、IAEAにおいて逐次改訂されており、保安院が設置された当時は同ガイドラインの第4版が1999年に提示されていたが、わが国の規制は、それ以前の第3版によっていた。また核防護について保安院は、消防、警察など関係の深い原子力防災課が担当することとされてきた。そして、こうした業務を担当するため、原子力防災課には、警察庁出身者を外向の形で受け入れていた。

2001年9月11日に米国で同時多発テロが発生して以降、テロ対策を含む核セキュリティに関する関心が著しく高まった。そのような状況のなかでわが国の核セキュリティ確保策は、見劣りがするものであった。そのため、いくつかの対応策が緊急に講じられた。

①警備体制の強化

まず、警察力による原子力施設の警備が導入された。それ以前はわが国の原子力発電所では武装した者による警備がなされておらず、外部からの武装した侵入者等に対して脆弱であった。このため、9.11事件後、経済産業省から警察、海上保安庁当局に要請を行い、陸においては、ゲートの強化と武装した警察官常駐による警備、海上においては、海上保安庁巡視船による警備が実現した。当初は、こうした実力を伴う警備は当分の間の措置と考えられていたが、その後の緊迫した国際情勢も踏まえ、結局このような警備が定着することになった。

あわせて、原子力施設側でも、入構者に対する管理の強化等が行われるようになった。例えば、9.11事件以前はPA（パブリック・アクセプタンス）の観点から、外部からの見学者が中央操作室に立ち入ることを認めるケースもあったが、事件後は外部からの一般の見学者を制限するにいたった。

②IAEAガイドラインに対応した法令改正

さらに、原子力施設の核セキュリティの内容については、IAEAガイドラインの第4版に準拠したものとするため、原子炉等規制法の改正が行われた。ガイドライン第4版については、1999年に合意され、制定されていたにもかかわらず、わが国では準拠が遅れていた。ガイドライン第4版の目玉は、外部からの侵入対策として、一定の武力を伴う侵入者を「設計基礎脅威」（Design Basis Threat, DBT）として定め、それに対して一定時間持ちこたえることができる防護性能を要求する点にあった。この「設計基礎脅威」については、国が定めるものであるが、その内容とそれに対する備えが明ら

かになってしまった場合、警備が著しく困難になる恐れがあるため、厳しい情報管理を事業者に対して要求し、また、規制当局自体も情報管理体制を構築することが必要とされた。また、想定脅威を定めるにあたっては、治安当局の力を借りる必要があった。

2005年に、このような問題点を解決しつつIAEAガイドライン第4版の内容を実行に移すため、設計基礎脅威を踏まえた防護措置の義務づけと秘密保護義務などを定めた、原子炉等規制法の改正が行われた¹⁰⁾（施行は2005年12月）。また、この改正により、核物質防護規定について、それが適切に定められ、順守されているかどうか等を国が検査する制度が導入された。

その後、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理・埋設についても核物質防護規制の対象となるよう、経済産業省の省令を2008年7月に改正、施行した。さらに同年9月には、長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU廃棄物）も防護対象に追加した。

2005年に改正された原子炉等規制法の第9条は、次のように、施行後5年経った時点での執行状況の検証を規定していた。

【原子炉等規制法第九条】

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

この規定にもとづき、原子力安全・保安院は、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力防災小委員会危機管理WG（ワー

キンググループ）を開催して、2010年4月から9月にかけて審議を行った。審議の結果、危機管理WGは、「我が国における原子力施設の核物質防護体制は着実に構築されつつある¹¹⁾」との見解に達し、法改正の必要はないとの結論に達した。

VI 防災指針の見直し

最後に、(5)の防災指針の見直しについて。

事故時などの緊急事態発生に際して、住民避難のあり方などは、原子力安全委員会が策定する防災指針の基本となるものであった。

2006年当時、IAEAにおいて、当時導入が検討されていた予防的措置範囲（PAZ）について、原子力安全委員会は、防災指針の中に書き込むことを検討していた。PAZは、原子力事故が発生した場合、放射性物質の放出の見通しのいかにかわらず、原子力施設から一定範囲内の近傍に住む住民が直ちに避難することを決めておくものである。

原子力安全・保安院は、自治体との調整が済んでいないことなどを理由に、これを導入しないよう働きかけた。原子力安全委員会と原子力安全・保安院の調整の結果、防災指針には、PAZの概念や範囲は直接書き込まないこととなった。その間の経緯については、原子力安全・保安院が東京電力・福島第一原子力発電所事故後の2012年3月9日に発表した「平成18年の原子力安全委員会によるPAZの検討とそれに対する保安院の働きかけについて」が、次のように述べている（文中の「原安委」は原子力安全委員会、「保安院」は原子力安全・保安院をさす）。この文章にあるように、原子力安全・保安院が、地元自治体などとの調整を要す

る防災対策について、積極的とはいえない面があったことは否定できない。

平成18年の原子力安全委員会によるPAZの検討とそれに対する保安院の働きかけについて

平成24年3月9日
原子力安全・保安院

1. 情報開示請求の状況（略）

2. 平成18年当時の経緯

○原安委は、IAEAにおいて導入のためのガイドラインが検討されていたPAZについて、平成18年3月から11月にかけて防災指針検討WGを計6回開催し、その導入を検討した。

○検討期間中の4月から6月にかけて、保安院は、PAZの導入に反対する立場から原安委事務局に働きかけを行った。

○その後、原安委のとりまとめにおいて、「PAZについては、（中略）、我が国においては、訓練等において実態的に考慮されている現状を踏まえ、あらたに特定の範囲を設定するのではなく、放出前又は直後の予防的な防護対策を実施することの有効性について記載するに止めた。」とされ、PAZ等の導入には至らなかった。

3. 働きかけの理由

○当時の保安院と原安委のやりとりに関する資料や、関係者から聴取したところによれば、働きかけを行った理由は以下の通り。

・当時、IAEAにおいてPAZに関するガイドラインがとりまとめられる前であったことから、制度のメリット・デメリットを慎重に検討する必要があるあった。

・新たな制度を導入する場合には、自治体に対応可能なものとするため、関係自治体から意見を聞く必要があることから、拙速に決定すべきではないと考えた。

Ⅶ 残された課題

ここまで見てきたように、東京電力・福島第一原子力発電所の事故までの時期に、原子力安全・保安院が日本国内で進めた原子力安全規制政策と、国際的な原子力安全規制に関する認識、規制とのあいだには、相当の齟齬があった。保安院自身が、解散にあたって発表した「原子力安全分野における原子力安全・保安院としての改善に向けた取組と残された課題について」のなかで、「海外からの知見の導入等に関する取組」に関して、次のような課題が残ったと特記している。

- 国内外の知見を踏まえたシビアアクシデント対策や地震・津波対策の規制への反映。
- 国内外の新たな知見の迅速な取り入れ、安全対策や防災対策の不断の見直し。
- 今回の事故で得られた知見や教訓についての国内外への継続的な発信・情報提供。

本稿で取り上げた五つの論点のうち、(1)の

規制機関の組織のあり方については、2012年9月19日の原子力安全・保安院と原子力安全委員会の廃止、および原子力規制委員会の発足によって、基本的には問題が解消された。しかし、残る(2)~(5)の論点については、2013年7月8日に施行された新規制基準(「実用発電原子炉に係る新規制基準」)によって重要な改善措置が講じられたとはいえ、今日でも完全に解決したとは言えない。これらの論点については、引き続き、国民の監視を緩めてはならない。

[注]

- 1) 原子力発電におけるシビアアクシデントとは、炉心の著しい損傷をとまなうような重大事故のことである。
- 2) SPEEDIとは、System for Prediction of Environmental Emergency Dose Informationの略で、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムのことである。
- 3) 筆者(橘川)は、橘川武郎・武田晴人著、独立行政法人経済産業研究所編『原子力安全・保安院政策史』経済産業調査会、2016年、の原子力安全規制政策にかかわる部分(1-313頁)を執筆した。本稿の原子力安全・保安院の動向に関する記述は、とくに断らない限り、原子力安全・保安院の正史である同書による。ただし、同書の叙述は大部にわたり、網羅的な構成となっているため、そこから「原子力安全規制の分野における国際的な認識と日本の原子力安全・保安院の施策とのあいだに存在した齟齬」を読み取ることは、容易ではない。本稿をあえて発表する背景には、このような事情が存在

する。

- 4) 原子力安全・保安院原子力安全広報課「IRRS報告書の公表について」2008年3月14日、<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286890/www.meti.go.jp/press/20080314007/20080314007.html>。
- 5) 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会「最終報告」2012年7月23日、<http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2012/pdf/jikocho/honbun.pdf>。
- 6) 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会「国会事故調報告書」2012年7月5日、http://naic.tempdomainname.com/pdf/naic_honpen.pdf。
- 7) 原子力安全・保安院「原子力安全分野における原子力安全・保安院としての改善に向けた取組と残された課題について～事故調査委員会(国会・政府)からの指摘を踏まえて～」2012年9月18日、<http://www.nsr.go.jp/archive/nisa/oshirase/2012/09/240918-1.html>。
- 8) 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会基本政策小委員会「原子力安全規制に関する課題の整理」2010年2月、<http://www.meti.go.jp/report/data/g100205aj.html>。
- 9) 米政府の原子力規制委員会(NRC)が2002年2月25日に発した命令「暫定的な防護・保安代替措置(interim safeguards and security compensatory measures)」の添付文書2(attachment 2)のB5条b項(Section B.5.b)に盛り込まれていた内容なので、「B5b」と呼ばれる。なお、この添付文書2は、公表されなかった。
- 10) 2005年5月20日、法律第44号。
- 11) 原子力防災課「平成17年原子炉等規制法改正(核物質防護に関する規定の整備)の施行状況について(案)(委員意見反映版)」(2010年9月28日)9頁。

【参考文献】

橘川武郎・武田晴人著、独立行政法人経済産業研究所編『原子力安全・保安院政策史』経済産業調査会、2016年。

応用経営史の可能性を提示する力業!

応用経営史

福島第一原発事故後の電力・原子力改革への適用

橘川武郎 著

46判ハードカバー・288頁

本体2750円+税 2016年3月15日発行

どんなに正しい理論が存在しても、歴史的な文脈を理解し、隠れた発展のダイナミズムを析出しない限り、問題解決への道は開けない。その時求められる応用経営史の方法を解説し、東京電力・福島第一原子力発電所事故後の電力・原子力改革問題への具体的な適用を詳述する。



文眞堂

東京都新宿区早稲田鶴巻町533 TEL: 03-3202-8480
URL: <http://www.bunshin-do.co.jp/> FAX: 03-3203-2638

